

平成 24 年度物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会
 (第 1 回) 審議概要

開催日及び場所	平成 24 年 6 月 29 日 (金) 経済産業省 別館 817 号会議室
出席委員 (50 音順)	大久保規子 (大阪大学大学院法学研究科教授)、田路 至弘 (弁護士)、野村 豊弘 (学習院大学法学部教授)、蓑輪 靖博 (福岡大学法学部教授)
今回開催趣旨	公益法人改革の一環として、発出された内閣府通知「政府系公益法人の新制度への移行に係る対応について」(平成 23 年 2 月 9 日府益担第 1560 号)に基づき、内閣府大臣官房公益法人行政担当室から事後チェックの実施依頼があった法人に対する「支出」の内容について、検証を行う。
対象事業内容 (支出先法人名)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境研究・技術開発推進費委託研究管理・支援事業 (国際環境研究協会) 2. 環境研究・技術開発推進事業追跡評価業務 (国際環境研究協会) 3. 悪臭規制検討調査業務 (におい・かおり環境協会) 4. 雲仙お山の情報館運営管理業務 (自然公園財団) 5. ジフェニルアルシン酸等の健康影響に関する調査研究業務 (日本科学技術振興財団) 6. 小笠原地域自然再生事業アカギ対策調査業務 (日本森林技術協会) 7. 小笠原地域自然再生事業外来植物対策調査業務 (日本森林技術協会) 8. 循環型社会形成推進科学研究費補助金 (廃棄物研究財団)
・検証結果 ・委員会からの コメント	事業内容ごとに別添のとおり

政府系公益法人の新制度への移行に係る事後チェックの検証結果
(支出:一者応札等)

担当部局: 総合環境政策局環境研究技術室

物品役務等、 公共工事等の 名称	<試験研究調査委託費> 環境研究・技術開発推進費委託研究管理・支援事業 (平成23年度:環境研究総合推進費研究管理・検討事業)		
契約により行 う事業の概要	<p>競争的研究資金は、意欲ある研究者の優れた提案に基づいて実施される研究開発に對して資金を提供するもので、科学技術の推進において極めて重要な役割を担っている。総合科学技術会議では、この競争的研究資金の制度においてプログラムオフィサー（以下「PO」という。）を配置することを必要としており、研究経歴のある責任者を各配分機関に専任で配置し、競争的研究資金制度の一連の業務を一貫して、科学技術の側面から責任を持ち得る実施体制の整備を求めている。</p> <p>本事業は、環境省が実施する環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）等において、評価のために実施する総合研究開発推進会議分科会の運営事務を行うとともに、豊富な研究経歴を有するPOを配置し、科学的側面からの責任を持ちうる事業体制を整備することにより、推進費等の効率的な運営を目指すものである。</p>		
契約の状況 (過去3年) 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度（移行後）
	(社)国際環境研究協会	(社)国際環境研究協会	(一社)国際環境研究協会
	企画競争方式	企画競争方式	企画競争方式
	1	1	2
	支出額(千円) 18,712	110,703	144,000
検証結果	<ol style="list-style-type: none"> 契約形態・契約条件の妥当性 研究管理業務、最新の研究動向把握業務、広報業務に関して、民間の有する知見や創意工夫を幅広く求め、本業務の趣旨・目的に最も優秀な企画書等を提出した者を契約相手方として選定する方法は妥当である。 競争性を確保するための取組みに係る検証結果 制限的な競争参加資格の設定はなく、平成23年度（移行後）においては、複数の応札者がいたことを確認した。 当該法人以外の者による実施の可能性についての検討結果 企画書等の提案内容によるものであることから、他の事業者による実施は可能である。 		
物品役務等に 係る契約適正 化監視等委員 会のコメント	本業務は、平成24年度より一般競争入札（総合評価落札方式）で業者選定を行っているが、引き続き、多くの者が参入できるように努めること。		

政府系公益法人の新制度への移行に係る事後チェックの検証結果
(支出:一者応札等)

担当部局: 総合環境政策局環境研究技術室

物品・役務等、 公共工事等の 名称	<試験研究調査委託費> 環境研究・技術開発推進事業追跡評価業務 (平成21年度:環境研究・技術開発推進事業追跡評価業務)		
契約により行 う事業の概要	<p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成13年11月内閣総理大臣決定）」（以下「大綱的指針」という。）に基づき、国は、研究開発が終了してから数年後に研究開発成果の活用状況等を追跡評価することとされた。</p> <p>これを受け、本業務では、環境省が実施している環境技術開発等推進費、地球環境研究総合推進費、廃棄物処理等科学研究費補助金、地球温暖化対策技術開発事業の4つの競争的資金（※いずれも名称は平成21年度時点）で実施し、終了した研究開発課題・施策の追跡調査を実施するとともに、制度の評価・改善策の検討も行い、今後の制度運用に資することを目的とする。</p> <p>※ 追跡評価とは・・・研究開発が終了してから数年後に研究開発成果の活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する研究開発制度の見直し等に反映することにより、国民に対する説明責任を果たし、研究開発の効果的・効率的な推進及び質の向上、研究者の意欲の向上、より良い政策の形成等を図るものである。</p>		
契約の状況 (過去3年) 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度（移行後）
契約者名	一般社団法人 国際環境研究協会	財団法人 未来工学研究所	財団法人 未来工学研究所
契約形態	総合評価落札方式	総合評価落札方式	総合評価落札方式
応札者数	1	2	4
支出額（千円）	13,650	8,915	9,310
検証結果	<ol style="list-style-type: none"> 契約形態・契約条件の妥当性 公告時に示した仕様書に対して、本業務の趣旨・目的を反映した提案書であること、業務実施体制・過去の業務の経験等を勘案し、適正と判断した者を契約相手方として選定する方法が妥当である。 競争性を確保するための取組みに係る検証結果 本業務の趣旨・目的に最もふさわしい提案に従い業務を実施するため、総合評価落札方式による公募を行い、業務期間の設定を長く設定したところ、年々応札者も増加していることを確認した。 当該法人以外の者による実施の可能性についての検討結果 総合評価落札方式により、平成22年度から契約相手方が他の事業者になったところである。 		
物品・役務等に 係る契約適正 化監視等委員 会のコメント	既に一般競争入札（総合評価落札方式）により、業者選定が行われているが、引き続き、多くの者が参入できるように努めること。		

政府系公益法人の新制度への移行に係る事後チェックの検証結果
(支出:一者応札等)

担当部局:水・大気環境局生活環境室

物品役務等、 公共工事等の 名称	悪臭規制検討調査業務 (23年度:都市型悪臭対策に関する検討業務)			
契約により行 う事業の概要	近年、サービス業等都市型の悪臭苦情が増加している。その対策として、悪臭発生現場で迅速に対応できる簡易嗅覚測定法について手法の問題点等について引き続き検討し、手法を確立する。また、臭気指数規制の導入促進として、未導入の自治体に導入を検討してもらうための判断材料として提供するため、既に導入している自治体に對して、手続き・手順、費用、問題点等について聞き取り調査・アンケート調査等を行い、結果をとりまとめる。			
契約の状況 (過去3年) <small>※過去3年間の契約実績</small>	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(移行後)
	契約者名	(社)におい・かおり協会	(社)におい・かおり協会	(公社)におい・かおり協会
	契約形態	一般競争入札方式	一般競争入札方式	一般競争入札方式
	応札者数	1	1	1
	支出額(千円)	14,942	12,915	11,130
検証結果	<p>1. 契約形態・契約条件の妥当性 仕様書において、簡易嗅覚測定法の実測調査の実施及びデータ解析、簡易嗅覚測定法マニュアルの作成、臭気指数規制導入手続きの検討、検討会の設置運営を行うこととしており、当該法人以外を排除するような業務内容ではなく、契約条件は妥当である。</p> <p>2. 競争性を確保するための取組みに係る検証結果 平成21年度、22年度の当該業務報告書について、大気生活環境室内で入札前日まで閲覧を可能とした。</p> <p>3. 当該法人以外の者による実施の可能性についての検討結果 既に一般競争入札を実施しており、入札説明会も開催。また、制限的な競争参加資格を設定していないため、他の主体による実施も可能である。 なお、平成23年度の入札説明会には5者の参加者があったことを確認した。</p> <p>4. 繙続的に実施させることの必要性・効率性(継続支出となっているものに限る。) 既に競争性のある契約方式としているところであり、また単年度契約であることから、同一者が継続的に実施する必要はない。</p>			
物品・役務等に 係る契約適正 化監視等委員 会のコメント	一般競争でありながら、結果的には一者応札が続いている現状に鑑み、複数者が入札に参入し、更に拡大が図られるよう事業内容の分割や、さらなる仕様書の見直し等が求められる。			

政府系公益法人の新制度への移行に係る事後チェックの検証結果
(支出:一者応札等)

担当部局:九州地方環境事務所

物品・役務等、 公共工事等の 名称	<国立公園等維持管理費> 雲仙お山の情報館等運営管理業務		
契約により行 う事業の概要	雲仙天草国立公園における雲仙お山の情報館は、自然情報の発信、自然ふれあい活動の拠点として行事を開催することにより、公園利用者への自然保護思想の普及啓発を推進している。本業務は、これら機能を確保するための運営業務を行うとともに、利用者の安全を図った施設管理業務を行うものである。		
契約の 状況 (過去3年 度)	年度	平成21年度	平成22年度
	契約者名	(財)自然公園財団	(財)自然公園財団
	契約形態	随意契約	随意契約
応札者数	1	1	1
	支出額(千円)	9,923	10,400
検証結果	1. 契約形態・契約条件の妥当性	<p>環境省、長崎県、雲仙市等を構成員とし、施設の運営管理の充実を図ることを目的として設立された「雲仙お山の情報館運営協議会」において、雲仙お山の情報館等の運営管理については環境省が費用を負担するとともに、その請負先は同協議会の構成員の一つである自然公園財団とすることが合意事項となっている。</p> <p>しかしながら、現状の同協議会での合意方式によって、同財団と随意契約することについては、客観的な説明が十分に行われていない。</p>	
	2. 競争性を確保するための取組みに係る検討結果	<p>業務内容を精査し、一部については切り離しにより、分割契約ができないか等、トータルとして契約と効率性の観点から比較、検討する余地がある。</p>	
	3. 当該法人以外の者による実施の可能性についての検討結果	<p>「雲仙お山の情報館運営協議会」構成者の1つである雲仙小学校等学校からの学習依頼、他の構成者である雲仙ホテル組合や雲仙自治会をはじめとした地元と連携した地域案内、並びに地元要請による雲仙天草国立公園雲仙地域の利用促進策について、即座に対応可能な要素を他の主体が容易に構築するのは困難である。</p>	
	4. 継続的に実施させることの必要性・効率性(継続支出となっているものに限る。)	<p>同財団は、これまで行ってきた同館等の施設管理については、適正、的確に業務を履行しており、そのほか特に運営業務においては、来館者サイドの視点に立った展示等の工夫をはじめ、地元とのネットワーク構築に基づく幅広い公園利用に関する情報提供や周辺のフィールドを活用した様々な「自然ふれあい行事」を実施してきた。このような要素は、継続的に活動を行う中で得られるものあり、当該地域にこのような団体等はないことから、今後も継続的に事業をさせることが必要であり効率的である。</p>	
物品・役務等に 係る契約適正 化監視等委員 会のコメント	<p>毎年度、本業務を行わせる者について、協議会で議論され、評価されていることがわかるようにすること。また、業務内容を精査して、分割の可能性を検討することが必要。</p>		

政府系公益法人の新制度への移行に係る事後チェックの検証結果
(支出:一者応札等)

担当部局:環境保健部環境リスク評価室

物品・役務等 公共工事等の 名称	ジフェニルアルシン酸等の健康影響に関する調査研究業務		
契約により行 う事業の概要	茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸等による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸等に係る環境汚染を通じた人への影響については、十分な科学的知見に乏しく、かつ早急な対策が求められている。本調査研究においては、ジフェニルアルシン酸等による健康影響の発生のメカニズム及び治療法等を含めた症候及び病態の解明を行い、健康被害にあった方々の健康状態の改善と不安の解消を行うとともに、今後同様の被害が発生した際に迅速な対応を行うための知見の集積を行うことを目的とする。		
契約の状況 (過去3年) 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(移行後)
契約者名	(財)日本科学技術振興財団	(財)日本科学技術振興財団	(公財)日本科学技術振興財団
契約形態	随意契約	随意契約	随意契約
応札者数	一	一	一
支出額(千円)	155,138	154,658	154,435
検証結果	<p>1. 契約形態・契約条件の妥当性 本事業を実施するにあたり、調査対象者との信頼関係が必要不可欠であることから、これまで日本科学技術振興財団と随意契約をしているが、これだけでは対外的な説明に限界がある。しかしながら、メカニズム及び治療法の確立等の調査研究の推進のためには、現状はやむを得ないと考えられる。</p> <p>2. 競争性を確保するための取組みに係る検討結果 業務内容を精査し、一部の業務を分割して契約することができないか等、他の事業者による実施の可能性を考慮しつつ、一定の競争性を確保することができないかを検討する。</p> <p>3. 当該法人以外の者による実施の可能性についての検討結果 当該財団は、同問題が発覚した平成15年度より本業務を実施しており、唯一ジフェニルアルシン酸に関する調査研究の知見が集約されているとともに、健康被害のあった調査対象者ひとり一人の病状や病態の推移等も蓄積されている。 よって、調査対象物質であるジフェニルアルシン酸の特殊性、個人情報の厳重管理の必要性及びこれまでの研究調査の成果実績等も鑑みると、本事業が継続する限りは、同事業者との契約を継続せざるを得ない。</p> <p>4. 継続的に実施させることの必要性・効率性(継続支出となっているものに限る。) 調査対象者の健康不安の解消のため、引き続き継続して事業を行うことが求められている。また、調査研究事業の性質上、調査対象者の症状や病態の推移を知るために、継続的に事業を実施する必要がある。</p>		
物品・役務等に 係る契約適正化監視等委員会のコメント	次回の契約の際に、同財団に継続支出する必要性について、改めて検証すること。		

政府系公益法人の新制度への移行に係る事後チェックの検証結果
(支出:一者応札等)

担当部局:関東地方環境事務所

物品・役務等、 公共工事等の 名称	<国立公園等整備費> 小笠原地域自然再生事業アカギ対策調査業務（測量設計費）		
契約により行 う事業の概要	<p>本業務は、「小笠原の自然環境の保全と再生に関する基本計画（平成18年度環境省策定）」を踏まえ、平成18年度から、侵略的外来種であるアカギを排除し、在来種による健全な森林生態系を再生することを目的に実施している。</p> <p>平成23年度においては、東京都小笠原村母島において、侵略的外来植物であるアカギを排除するため北部地域で薬剤枯殺法にてアカギ試験駆除を実施（約30ha）し、弟島では既往の駆除試験地においてアカギ駆除後の在来種の再生状況などを調査するためモニタリングを実施する。またアカギの総合的な駆除及び自然再生の取組について、地元の理解を深め地域に根ざしたものとなるよう、アカギ木工教室などを実施し普及啓発を行うものである。</p>		
契約の 状況 (過去3年) 監査	年度	平成21年度	平成22年度
	契約者名	(社)日本森林技術協会	(社)日本森林技術協会
	契約形態	簡易公募型プロポーザル方式	簡易公募型プロポーザル方式
	応札者数	2	1
	支出額(千円)	30,345	32,865
		9,986	
検証結果	<p>1. 契約形態・契約条件の妥当性</p> <p>外来植物の駆除は現在生育している在来種の生態系に悪影響を与えかえないことから、高度な島しょ地域における植物の駆除技術や経験が必要であり、価格競争には馴染まないため、プロポーザル方式（簡易公募型）としている。</p> <p>また、島しょ地域の希少な生態系の保護の観点から、以下の必要最小限の契約条件を付している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①同種又は類似業務の実績 ②管理技術者及び担当技術者の資格 ③管理技術者の全ての手持ち業務量の契約金額が4億円未満かつ、手持ち業務の件数が10件未満である者。 <p>2. 競争性を確保するための取組みに係る検討結果</p> <p>1. の契約条件において、「小笠原における業務実績」という地域条件は付せずに競争性を確保している。</p> <p>3. 当該法人以外の者による実施の可能性についての検討結果</p> <p>一定の競争原理が働いており、平成23年度（移行後）においては、他の事業者による契約となったところである。</p> <p>4. 繙続的に実施させることの必要性・効率性（継続支出となっているものに限る。）</p> <p>平成23年度から継続支出なし</p>		
物品・役務等に 係る契約適正 化監視等委員 会のコメント	業務内容に鑑み、国立公園等整備費（測量設計費）であっても、工事契約として的一般競争落札方式（総合評価落札方式）の導入を検討する余地はある。		

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書
(支出:一者応札等)

担当部局: 関東地方環境事務所

物品・役務等、 公共工事等の 名称	<国立公園等整備費> 小笠原地域自然再生事業外来植物対策調査業務（測量設計費）			
契約により行 つ事業の概要	<p>本業務は、「小笠原の自然環境の保全と再生に関する基本計画（平成18年度環境省策定）」を踏まえ、平成18年度から、侵略的外来種であるモクマオウ、リュウキュウマツなどを排除し、在来種による健全な森林生態系を再生することを目的に実施している。</p> <p>平成23年度においては東京都小笠原村兄島において、過年度に実施したモクマオウ及びリュウキュウマツ駆除試験について、プラス（在来種の回復など）とマイナス（薬剤の周辺環境への影響など）の影響についてモニタリングを実施し、妹島、姪島では外来植物を試験駆除（50本）し期待される在来種の回復状況を把握するためモニタリングを実施する。また、父島東平地区においてモクマオウ等の伐倒処理（約50本）を実施する。なお枯殺方法は除草剤の幹注入により実施しているが、より効果の高い手法を確立するため枯殺試験を実施する。</p>			
契約の 状況 （過去 3年 度）	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度（移行後）
	契約者名	（社）日本森林技術協会	（社）日本森林技術協会	一般社団法人 小笠原環境計画研究所
	契約形態	簡易公募型プロポーザル方式	簡易公募型プロポーザル方式	簡易公募型プロポーザル方式
	応札者数	1	1	3
	支出額（千円）	7,644	11,130	15,992
検証結果	<p>1. 契約形態・契約条件の妥当性</p> <p>外来植物の駆除は現在生育している在来種の生態系に悪影響を与えることから、高度な島しょ地域における植物の駆除技術や経験が必要であり、価格競争には馴染まないため、プロポーザル方式（簡易公募型）としている。</p> <p>また、島しょ地域の希少な生態系の保護の観点から、以下の必要最小限の契約条件を付している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①同種又は類似業務の実績 ②管理技術者及び担当技術者の資格 ③管理技術者の全ての手持ち業務量の契約金額が4億円未満かつ、手持ち業務の件数が10件未満である者 <p>2. 競争性を確保するための取組みに係る検討結果</p> <p>1. の契約条件において、「小笠原における業務実績」という地域条件は付せずに競争性を確保している。</p> <p>3. 当該法人以外の者による実施の可能性についての検討結果</p> <p>一定の競争原理が働いており、平成23年度（移行後）においては、他の事業者による契約となつたところである。</p> <p>4. 継続的に実施させることの必要性・効率性（継続支出となっているものに限る。）</p> <p>平成23年度から継続支出なし</p>			
物品・役務等に 係る契約適正 化監視等委員 会のコメント	業務内容に鑑み、国立公園等整備費（測量設計費）であっても、工事契約として的一般競争落札方式（総合評価落札方式）の導入を検討する余地はある。			

政府系公益法人の新制度への移行に係る事後チェックの検証結果
(支出: 契約によらない継続支出)

担当部局: 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

支出等の名称	循環型社会形成推進費科学研究費補助金		
根拠となる法令等	環境研究総合推進費補助金交付要綱 (循環型社会形成推進科学研究費補助金を名称変更)		
支出を受けて行う事業の概要	<平成21年度>日本の3R制度、技術、実験の変遷に関する研究 <平成22年度>アジア諸国等への日本の3R体験の移転促進に関する研究		
年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(移行後)
支出先法人	(財) 廃棄物研究財団	(財) 廃棄物研究財団	—
支出額(千円)	11,463	9,952	—
検証結果	<p>1. 継続的に実施させることの必要性、効率性 本補助金は、競争的研究資金として運用されており、広く研究テーマや開発する技術を募り、評価の高い事業に対し必要経費を補助するものであり、継続的な実施を保証するものではなく、また、採択にあたっては外部有識者の審査を経て決定されている。</p> <p>2. 当該法人以外の者による実施の可能性についての検討結果 1. のとおりの性質の「補助金」であり、当該法人に限定したものではない。</p> <p>3. 当該法人以外の者を競争的に選定することの検討結果 既に実施計画を提出した段階で、交付申請の研究制度の評価のために環境省が評価実施主体となり、外部専門家・有識者により構成される環境研究企画委員会が評価者となって、「研究制度の評価」を行っている。</p> <p>4. その他 循環型社会形成推進科学研究費補助金交付要綱(抜粋) (補助事業の決定) 第13条 環境大臣は、前3条の規定により提出のあった研究計画書及び実施計画書を審査し、これらを提出した者のうちから当該年度の補助金の交付の対象となるべき者を決定するものとする。 2 専門性及び科学的な知見を踏まえた研究計画書の客観的な評価その他補助事業に係る研究分野に関する事項を審議させるため、環境省に循環型社会形成推進研究事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。 3 環境大臣は、研究事業に係る第1項の決定をしようとするときは、あらかじめ、審査委員会の意見を聞くものとする。</p>		
物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント	当該財団は、平成23年度に本補助金の交付申請をしておらず、継続支出となっていない。		